

横浜市立岩崎中学校PTA 規約



横浜市立岩崎中学校PTA規約

第1章 総則

第1条（名称）（所在地）

本会は横浜市立岩崎中学校PTAと称し、事務所を岩崎中学校内におく。
（横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2-6-1）

第2条（目的）

本会は保護者と教職員とが協力して、生徒の健全な発達と成長とを助成することを目的とする。

第3条（活動）

1. 家庭と学校との関係を密にして、教育的効果を高めるための活動。
2. 生徒の保健厚生のための活動。
3. 生徒の教育環境を良くするための活動。
4. 会員の研修、親睦をはかるための活動。
5. その他本会の目的を達成するための活動。

第4条（方針）

1. 本会は教育を本旨とする民主的団体として、自主性をもち、他の団体や機関の支配、統制、干渉を受けない。
2. 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利そのものを目的とするような行為を行わない。
3. 本会は学校の教育活動に協力・援助するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。
4. PTAは任意団体であり、入退会は自由である。

第5条（会員）

1. 本会の会員は岩崎中学校に在籍する生徒の保護者（以下これを保護者という）及び岩崎中学校に在職する教職員で、加入に同意した者とする。

第6条（会計）

1. 本会の経費は会費及びその他の収入を以てこれに充てる。
2. 会員は規定額の会費を納入する。但し、特別の事情がある場合には免除されることがある。
3. 会費の規定額は総会にて決定する。
4. 本会の資産は第2条の目的達成のために使用する。
5. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
6. 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得る。

第2章 機関及び役員・委員等

第7条（総会）

1. 本会は最高の議決機関として総会をおく。
2. 定期総会を年2回（招集総会又は紙面総会）開くほか、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
3. 総会の主な事業は次の通りである。
 - （1）役員及び会計監査委員の紹介。
 - （2）事業報告・決算報告の審議及び承認。
 - （3）事業計画案・予算案の審議及び承認。
 - （4）その他本会の重要事項（会費等）について
4. 招集総会は会員の1/2以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数の同意による。
5. 委任状の提出をもって出席に代えることができるが、議決権はない。
6. 臨時総会は次のとき開くことができる。
 - （1）運営委員会が必要と認めたととき。
 - （2）会員の1/3以上の請求があったとき。
7. 紙面総会は、会員の1/2以上の同意書の提出で成立し、その議決はその過半数で決する。

第8条（役員会）

1. 運営委員会並びに学年委員会、保健委員会、広報委員会、岩中祭委員会、地域委員会（以下これらを併せて各委員会という）、特別委員会の活動の調整をはかり、本会の活動を円滑に運営するために役員会をおく。
2. 役員会は次の役員と校長（顧問）を以て構成される。

会長	1名	（保護者1名）
副会長	2～3名	（保護者2～3名）
書記	3～4名	（保護者1～2名 教職員2名）
会計	2～3名	（保護者1～2名 教職員1名）
3. 役員の任務は次の通りとする。
 - （1）会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - （2）副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
 - （3）書記は総会、運営委員会等の議事を正確に記録し、その他の庶務にあたる。
 - （4）会計は次の事項を行う。
 - ① 予算案を作成し、会務を統括する。
 - ② 総会で決定した予算に基づいて、会計実務を処理する。
 - ③ 総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
4. 役員の任期は1年とし、再任も認める。但し、途中で欠員が生じた時は、運営委員会で協議し、その結果を会員に知らせる。

第9条（会計監査会）

1. 会計の監査を行うために会計監査会をおく。
2. 会計監査会は3名の会計監査委員を以て構成される。
3. 会計監査委員は役員及び他の委員との兼任は出来ない。
4. 会計監査委員の任期は1年とし、再任も認める。但し、途中で欠員が生じた時は、運営委員会で協議し、その結果を会員に知らせる。

5. 会計監査委員の選出方法などは別に定める。

第10条（運営委員会）

1. 総会に次ぐ決議機関として運営委員会をおく。
2. 運営委員会は役員並びに各委員会の正・副委員長及び校長（顧問）を以て構成される。
3. 運営委員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 総会議決事項の執行。
 - (2) 事業計画及び予算の審議。
 - (3) 総会への議案・報告事項の作成。
 - (4) 第11条から16条までに規定された各委員会並びに特別委員会の提案事項の審議。
 - (5) 必要な場合は特別委員会の設置。
 - (6) その他。

第11条（学年委員会）

1. PTA活動の企画・運営にあたるために学年委員会をおく。
2. 学年委員会は各学年から選出された委員と学年主任・副主任（顧問）を以て構成される。
3. 学年委員会は委員長1名と副委員長1～2名を選出する。

第12条（保健委員会）

1. 生徒の保健安全に関する活動及び会員の健康増進に関する活動をするために保健委員会をおく。
2. 保健委員会は各学年から選出された保健委員と教職員（顧問）を以て構成される。
3. 保健委員会は委員長1名と副委員長1～2名を選出する。

第13条（広報委員会）

1. 広報活動にあたるために広報委員会をおく。
2. 広報委員会は各学年から選出された広報委員と教職員（顧問）を以て構成される。
3. 広報委員会は委員長1名と副委員長1～2名を選出する。

第14条（岩中祭委員会）

1. 岩中祭時にバザー・喫茶等を開催するために岩中祭委員会をおく。
2. 岩中祭委員会は各学年から選出された岩中祭委員と教職員（顧問）を以て構成される。
3. 岩中祭委員会は委員長1名と副委員長1～2名を選出する。

第15条（地域委員会）

1. 地域社会との連携をはかり、望ましい地域環境を整え、生徒の健全育成のために地域委員会をおく。
2. 地域委員会は各学年から選出された地域委員と教職員（顧問）を以て構成される。
3. 地域委員会は委員長1名と副委員長1～2名を選出する。

第16条（特別委員会）

運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会を設けることができる。但し、特別委員会はいかなる事業計画についても運営委員会にはかり活動する。

第17条（選挙管理委員会）

1. 役員・会計監査委員の選出に関する業務（以下これを選挙という）を運営するために、選挙管理委員会をおく。
2. 選挙管理委員会は学年委員会から選出された選挙管理委員と教職員（顧問）を以て構成される。
3. 選挙管理委員会は互選により委員長1名と副委員長1名を選出する。
4. 選挙管理委員会の運営はP T A細則に定める。

第18条（推薦委員会）

1. 役員・会計監査委員の候補者を推薦するために役員及び会計監査委員候補者推薦委員会（以下これを推薦委員会という）をおく。
2. 推薦委員会は各委員会から選出された推薦委員と教職員を以て構成される。
3. 推薦委員会は互選により委員長1名と副委員長1名を選出する。
4. 推薦委員会の運営はP T A細則に定める。

第3章 改正

第19条（改正）

この規約は総会において出席者2／3以上の賛成を以て改正することが出来る。
但し、改正案はあらかじめその内容を会員に通告しておくものとする。

付 記

この規約は昭和54年4月28日より実施。
この規約は令和3年2月24日改正、令和3年4月1日実施。
この規約は令和4年11月22日改正、令和4年12月1日実施。
この規約は令和5年5月30日改正、令和5年6月1日実施。
この規約は令和8年2月20日改正、令和8年4月1日実施。

横浜市立岩崎中学校PTA細則

第1項（各委員会）

1. 各委員会の定数は原則次の通りとする。但し、状況によって変動する。
 - (1) 学年委員は各学年の保護者4～5名とする。
 - (2) 保健委員は各学年の保護者4～5名とする。
 - (3) 広報委員は各学年の保護者5～7名とする。
 - (4) 岩中祭委員は各学年の保護者4～5名とする。
 - (5) 地域委員は各学年の保護者5～7名とする。
 - (6) 会計監査は保護者2名教職員1名とする。

第2項（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会の定数は次の通りとする。
 - (1) 学年委員から3名選出する。
 - (2) 教職員から1名選出され、顧問とする。
2. 選挙管理委員会が組織されたときには、会員に選挙管理委員名を公示する。
3. 役員・会計監査委員の候補者は当該年度に会員である予定の者がその資格を有する。
(以下これを有資格者という。)
4. 選挙管理委員会の活動は次の通りとする。
 - (1) 選挙業務について
 - ①候補者の受け付けをする。
 - ②会員に候補者名を告示し、全会員の過半数の承認を得る。
 - ③定数を超えての立候補があった場合のみ、選挙事務をする。
 - (2) 選挙の公示について
 - ①役職とその定員数。
 - ②選挙に関する日程。
 - (3) 候補者（有資格者）の受け付けについて
 - ①直接会員が期日内に文書で届け出たもの。
 - ②本人の承諾を得て、会員が推薦し、期日内に届けられたもの。
 - ③推薦委員会から報告のあったもの。

第3項（推薦委員会）

1. 推薦委員会の定数は次の通りとする。
 - (1) 運営委員会から2名選出する。
 - (2) 学年委員会から2名選出する。
 - (3) 保健委員会から2名選出する。
 - (4) 広報委員会から2名選出する。
 - (5) 岩中祭委員会から2名選出する。
 - (6) 地域委員会から2名選出する。
 - (7) 教職員から2名選出する。
2. 推薦委員会が組織されたときには、会員に推薦委員名を公示する。
3. 推薦委員会は該当候補者を有資格者から選出し、選挙管理委員会に報告する。

第4項（会計監査）

会計監査は推薦委員会によって選出される。

第5項（会計）

1. 当PTA会費は、在学1人あたり月額150円×12ヶ月とする。
2. 会費は、PTAが学校に代理徴収を依頼し、学校納入金を所定の方法にて納める。支払期限を過ぎた場合は現金にて納入する。
3. 年度途中の転入は、その月から3月までの月数×月額を納入する。年度途中の転出は、その翌月から3月までの月数×月額を返金する。
4. 教職員会員の会費は年度初めの在籍者を対象とする。

第6項（細則の改正）

この細則は運営委員会において出席者の2/3以上の賛成を以て改正することが出来る。但し、改正内容については会員に知らせる。

付 記

この細則は令和4年5月23日に改正、令和4年5月23日より実施。
この細則は令和4年11月22日に改正、令和4年12月1日より実施。
この細則は令和5年5月30日に改正、令和5年6月1日より実施。
この細則は令和6年2月22日に改正、令和6年3月1日より実施。
この細則は令和8年2月20日に改正、令和8年4月1日より実施。

横浜市立岩崎中学校PTA慶弔見舞金規定

第1条 PTA会計から支出する慶弔費については、この規定による。

第2条 PTA会計から支出する慶弔費は、次の通りとする。
弔慰金

第1項 弔慰金は、生徒、会員が死亡した際に贈り、その額は次の通りとする。

生徒が死亡した場合	5,000円と生花一基
会員が死亡した場合	5,000円と生花一基
会員の配偶者・子が死亡した場合	5,000円

第3条 上記に定めるほか、支出の必要を認めた場合には役員会で協議し運営委員会にて決定する。

第4条 この規定は運営委員会において出席者の2／3以上の賛成を以て改正することができる。但し、改正内容については会員に知らせる。

付 記

この規定は令和3年4月1日より実施。

この規定は令和5年5月30日に改正、令和5年6月1日より実施。

この規定は令和8年2月20日に改正、令和8年4月1日より実施。

岩崎中学校 PTA コーラス部会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は「岩崎中学校 PTA コーラス部」と称する。

第 2 章 目的及び活動方針

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、趣味を生かし教養を高めていく活動を行う。

第 3 条 本会の学校内の行事での活動については、学校の要請に基づくものとする。

第 3 章 会員

第 4 条 本会の会員は、岩崎中学校に在籍する生徒の保護者、教職員を本会員とし、本校の卒業生または卒業生の保護者を準会員とする。

第 4 章 運営・活動の組織および任務

第 5 条 本会の代表者は本会員より選出する。

第 6 条 代表者は、円滑な活動ができるように会合を持ち会務を統括し、その他の会員は運営・活動の推進に努める。

第 7 条 音楽室など学校の施設を利用する場合は、学校の行事や部活動を最優先し、年度初めに学校側の利用許可を得てから活動する。

第 5 章 会計

第 8 条 本会の活動費として PTA 会費より支払される。

第 9 条 活動費は本会員の人数（6 月末現在）×3000 円とし、上限を 1 万 5 千円とする。但し、PTA の予算により変動する。

第 10 条 部費については PTA コーラス部の会合にて定める。

付則 この会則は、PTA 運営委員会の承認を得て施行する。

岩崎中学校 PTA バレーボール部会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は「岩崎中学校 PTA バレーボール部」と称する。

第 2 章 目的及び活動方針

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、趣味を生かし教養を高めていく活動を行う。

第 3 章 会員

第 3 条 本会の会員は、岩崎中学校に在籍する生徒の保護者、教職員を本会員とする。

第 4 章 運営・活動の組織および任務

第 4 条 本会の代表者は本会員より選出する。

第 5 条 代表者は、円滑な活動ができるように会合を持ち会務を統括し、その他の会員は運営・活動の推進に努める。

第 6 条 学校の施設を利用する場合は、学校の行事や部活動を最優先し、年度初めに学校側の利用許可を得てから活動する。

第 7 条 区 P 連主催であるスポーツ委員会担当の年は、バレー部員から 1 名 PTA 本部役員を選出する。

第 5 章 会計

第 8 条 本会の活動費として PTA 会費より支払される。

第 9 条 活動費は本会員の人数（6 月末現在）×3000 円とし、上限は 1 万 5 千円とする。但し、PTA の予算により変動する。

また文化スポーツクラブ参加費として会費より 12000 円支払われる。

第 10 条 部費については PTA バレーボール部の会合にて定める。

付則 この会則は、PTA 運営委員会の承認を得て施行する。

横浜市立岩崎中学校 PTA 個人情報取扱規則

第 1 条（目的）

岩崎中学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

第 2 条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

第 4 条（取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 運営委員とする。

第 5 条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第 7 条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、PTA 資料の作成、PTA 委員希望調査票の管理
- (3) 推薦委員会による推薦活動
- (4) PTA 総会の名簿作成と委任状管理

第 8 条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 9 条（管理）

- (1) 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- (2) 不要となった個人情報は管理者または管理者の任命する役員の立会いのもとで適正に廃棄するものとする。

第 10 条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 11 条（第三者提供の制限）

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条（第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第 13 条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供者を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 16 条（研修）

本会は、PTA 運営委員に対して、個人データの取扱いに関する留意事項の確認を定期的に、実施するものとする。

第 17 条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条（改正）

本会の「岩崎中学校 PTA 個人情報取扱規則」は、運営委員会において改正する。

付則

本規則は平成 29 年 5 月 30 日より施行する。